

介護保険制度のお知らせ

介護保険負担限度額認定の改正

平成27年8月から、介護保険施設やショートステイを利用する際の負担限度額認定（所得が低い方の食費・居住費の負担限度）の適用要件が変わります。

【所得要件】

平成27年8月から、世帯構成に関わらず、被保険者とその配偶者のどちらも市民税非課税であることが適用要件となります。（適用段階は被保険者の所得のみで判定します。）

【資産要件】（生活保護受給者を除く）

平成27年8月から、資産が1,000万円以下であることが、新たに適用要件として加わります。資産については、世帯ではなく個人単位で判定しますが、配偶者がいる場合には、同居・別居に関わらず配偶者の資産も対象となり、2人の資産の合計額で判定します。その場合は、2,000万円以下であることが適用要件となります。なお、ローンなどの借入れ（負債）については証明できるものを添付し申告することで、資産の合計から差し引いて判定します。

平成27年8月からの適用要件

平成27年7月まで

所得要件

- ・世帯全員が市民税非課税
- ・別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税



資産要件

- ・預貯金額等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下

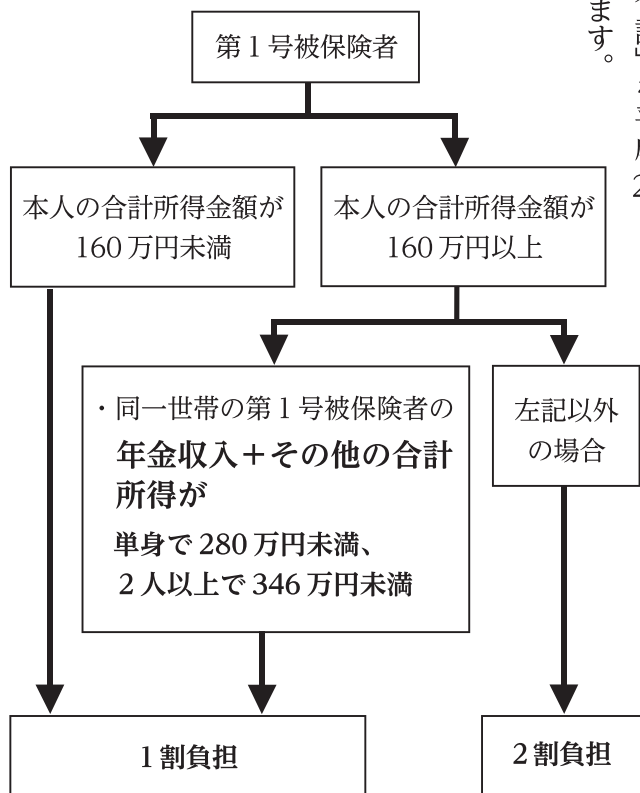
所得要件

- ・世帯全員が市民税非課税

一定以上所得者の負担割合の見直し

平成27年8月から、一定以上の所得のある65歳以上の第1号被保険者の自己負担が現行の1割から2割に引き上げられることとなります。介護保険の認定を受けている人に、負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を平成27年7月中に送付します。

負担割合の判定基準



高額介護（予防）サービス費の負担限度額の見直し

平成27年8月サービス分から、世帯に属する65歳以上の第1号被保険者のいずれかが課税所得145万円以上である場合、37,200円から44,400円に引き上げられることとなります。

なお、世帯に属する全ての第1号被保険者の収入合計額が520万円（世帯に属する第1号被保険者が1人である場合にあつては383万円）に満たない場合には、申請により負担限度額が37,200円となります。

【お問い合わせ先】市介護福祉課
介護・ながいき担当（市役所1階⑦番窓口）
☎32・3507 / FAX35・0272
Mail:kaigofukushi@city.komatsumina.tokushima.jp